

高遠ダム 洪水吐ゲート大規模改修工事

要求水準書

令和2年6月

長野県企業局

目 次

1. 総 則	3
2. 工事概要	3
(1) 工事名称	3
(2) 工事対象地	3
(3) 高遠ダム の 概要	3
1) 放流設備	4
2) 予備発電機	4
(4) 施設の概要	5
1) 春近発電所(最大使用水量：19.00m ³ /s)	5
2) 高遠発電所(最大使用水量：1.10m ³ /s)	6
(5) 高遠ダムにおける耐震性能	6
(6) 美和発電所及び春近発電所の大規模改修工事	7
1) 美和発電所大規模改修工事	7
2) 春近発電所大規模改修工事	7
(7) 工事目的	7
(8) 事業コンセプト	8
(9) 工事範囲	9
1) 工事対象施設	9
2) 工事対象範囲	9
(10) 工期	10
3. 事業に関する要求事項	11
(1) 施設に関する要求事項	11
1) 共通項目	11
2) 洪水吐ゲート	11
3) 流かい路ゲート	12
4) 課題	13
(2) 調査・設計に関する要求事項	17
1) 申請・届出、関係法令の諸手続き	17
2) 調査・設計業務完了に係る提出書類	17
(3) 工事に関する要求事項	17
1) 工事開始に伴う要求	17
2) 工事完了に伴う要求	19
(4) 遵守すべき法令・技術基準に関する要求事項	20

1. 総 則

本要求水準書は、長野県企業局（以下「県」という。）が計画する「高遠ダム洪水吐ゲート大規模改修工事」（以下「本工事」という。）に関し、本工事の基本的な内容及び県が事業者に対して求める要求等について定めたものである。なお、本工事の仕様は、本要求水準書を基本とするが、事業者の技術提案書の内容が本要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて事業者の技術提案書が本要求水準書に優先するものである。

2. 工事概要

(1) 工事名称

令和2年度 高遠ダム洪水吐ゲート大規模改修工事

(2) 工事対象地

長野県伊那市高遠町東高遠

(3) 高遠ダムの概要

高遠ダムは、美和ダム下流 2km にかんがい、発電を目的として建設されたダムで、美和発電所からの放流水を逆調整し、春近発電所の取水を行うとともに、かんがい用水のための共用取水設備の機能を持っている。また、高遠ダムからの河川維持放流を利用して高遠発電所で発電を行っている。

表-2.1 高遠ダム 主要諸元

項目	諸元
水系・河川名	一級河川天竜川水系三峰川・藤沢川・山室川
流域面積	438.4km ²
湛水面積	0.24 km ²
形式	重力式コンクリートダム
堤高	30.9m
堤頂長	76.1m
堤体積	25,030m ³
堤頂標高	755.9m
常時満水位	754.5m
使用水深	2.2m
洪水吐ゲート	ラジアルゲート 高さ 8.4m×幅 10.0m 3門
設計洪水流量	1,500m ³ /s
総貯水量	2,310,000m ³
有効貯水量	500,000m ³
計画堆砂量	780,000m ³ (100年)

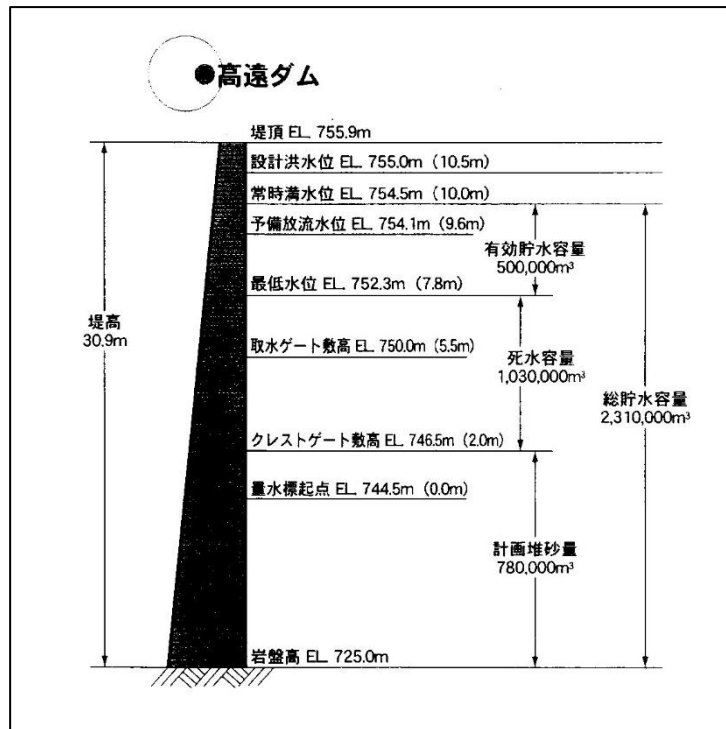


図-2.1 貯水池容量配分図

1) 放流設備

① 洪水吐ゲート

主に洪水警戒時や洪水時に「長野県企業局南信発電管理事務所春近発電所高遠ダム操作規程（以下「高遠ダム操作規程」という）」に基づき放流を行う設備である。扉体の型式はラジアルゲート(高さ 8.4m×幅 10.0m×3門)であり、開閉装置の型式はワイヤーロープウィンチ式(開閉速さ 0.30m/分)である。

② 流かい路ゲート

主にダム及びその他調整池内の施設又は工作物の点検のため必要があるとき、並びに流かい処理のために必要があるときに高遠ダム操作規程に基づき放流を行う設備である。扉体の形式は越流式スライドゲート(高さ 1.90m×幅 2.16m×1門)であり、開閉装置の形式はスピンドル式(開閉速さ 0.15m/分)である。

2) 予備発電機

常用（商用）電源が停電した場合、自動的に起動し、放流設備等必要な負荷に電力を供給する。

表-2.2 予備発電機 主要諸元

項目	諸元
発電機種類	同期発電機
内燃機関種類	ディーゼル機関
出力	72.0kW(90kVA)
相数	3相
電圧	220V

(4) 関係施設の概要

1) 春近発電所(最大使用水量：19.00m³/s)

春近発電所への取水は、高遠ダム左岸取水口より取水し、延長 10,647m の隧道及び暗渠を導水し、上水槽から水圧鉄管路を経て発電に利用する。なお、新山川取水口から導水路暗渠部へ注水し、高遠ダムからの取水量と合わせて発電に利用する。また、藤沢川取水口から高遠ダムへ注水し、貯留した水を発電用水として利用する。

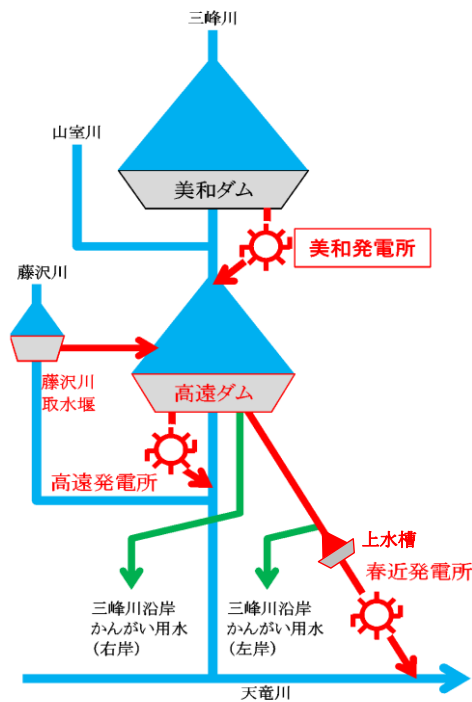


図-2.2 美和発電所及び春近発電所の取水に関連する利水模式図

取水する上での条件は下記のとおりとする。

- ① 高遠ダム取水口における取水、または貯水池における流水の貯留は、三峯川土地改良事業に係る取水量を除く、ダム地点流量が 0.96m³/s(河川維持流量)を超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行う。ただし、藤沢川取水口か

ら貯水池に注水された流水を貯留すること、またはこれを取水することについては、この限りではない。

表-2.3 三峯川沿岸土地改良区連合

期別	4/1~4/20	4/21~5/15	5/16~7/25	7/26~9/15	9/16~3/31
最大取水量 (m^3/s)	1.90	9.47	8.7	7.27	1.00

- ② 藤沢川取水口及び新山川取水口における取水は、各取水口地点における該当河川の流量が下表に示す流量を超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行う。

表-2.4 藤沢川及び新山川

取水口名	河川流量 (m^3/s)
藤沢川取水口	0.19
新山川取水口	0.14

2) 高遠発電所(最大使用水量 : 1.10 m^3/s)

河川維持流量及び常時満水位維持のための放流を発電に利用する。高遠ダム of 提体を貫通する埋設管及び提体を跨ぐサイフォン管にて取水する。常時は河川維持流量である 0.96 m^3/s を取水し、ダムからの放流の一部を発電に利用する場合は最大 1.10 m^3/s を取水する。

(5) 高遠ダムにおける耐震性能

「平成 26 年度 高遠ダム耐震性能照査業務委託」及び「平成 27 年度 ダム耐震性能照査業務委託」(以下「耐震性能照査業務」という)を行い「レベル 2 地震が発生した場合でも、ダム本体に損傷は発生せず、ゲートなど付帯設備においても二次災害につながる大きな損傷は生じない」という結果であった。

地域の安全・安心を確保するため、ゲートなど付帯設備について、高い耐震性能を確保するための検討をし、結果を得ている。

(6) 美和発電所及び春近発電所の大規模改修工事

建設後 60 年経過し設備老朽化進展への対応のため、大規模な更新を行う。

また、改修に際しては、固定価格買取制度の適用を目指す。

同一水系に位置する美和発電所と春近発電所を同一時期に改修することにより水運用を最適化し、発電電力量の増加を目指す。

詳細は、「長野県企業局公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）」のページ参照

IRL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/propo-koji.html>

1) 美和発電所大規模改修工事

発電設備及び取水口を有する美和ダム取水設備の大規模改修を行う。

① 発電所停止予定 令和 4 年 2 月

② 運転開始予定 2 号機：令和 6 年 7 月、1 号機：令和 7 年 4 月

2) 春近発電所大規模改修工事

発電設備及び取水口を有する高遠ダム取水設備の大規模改修を行う。

① 発電所停止予定 令和 4 年 1 1 月

② 運転開始予定 令和 7 年 4 月

(7) 工事の目的

高遠ダムは、大規模改修を行う春近発電所の取水施設として建設されてから 61 年が経過し老朽化が進んでいる。春近発電所の安定的な運転を行うため、長期の使用に耐えうる設備に更新するとともに、大規模地震等災害時においても安定したゲート動作ができるように、ゲート動作性能の向上を図る。

(8) 事業コンセプト

本工事は、以下の6つのコンセプトとしている。

- 1) 施工期間中におけるダム機能の維持
 - ・かんがい用水の補給や出水の際の放流など、ダムの機能を維持しながら工事を行う。
- 2) 関連工事との確実な工程調整
 - ・本工事は、美和発電所及び春近発電所の大規模改修工事と同調して施工する工事であるため、高度な工程管理を行う。また、ダムからの溢水を減少させ、経済的な更新を求める。
- 3) 周辺地域への配慮
 - ・景観に配慮した仮設や、渋滞緩和を考慮した工事車両の通行計画等を行う。
- 4) 経済性に優れ、長期にわたる使用に耐えうる設備改修
 - ・本工事で降 60 年間、追加の改修が不要となるような設備改修を行うことで、大規模改修する春近発電所の取水口としての安定運用をめざす。
- 5) 耐震性能のさらなる向上
 - ・大規模地震等災害時においても安定したゲート動作ができるように、ゲート動作性能の向上を図る。
- 6) 維持管理に係るコストの低減
 - ・設備における維持管理費用の低廉化及び省力化となる対策を行うことで、維持管理コストの低減を図る。

(9) 工事範囲

1) 工事対象施設

本工事の対象施設は下表とするが、この範囲を超える更新・改修・補修について事業者の提案を妨げるものではない。

表-2.5 工事対象施設

対象施設		工事内容		
		更新	更新又は改修又は補修	
高遠ダム	放流設備	洪水吐ゲート (鋼製ラジアルゲート 高さ8.40m×幅10.00m ×3門)	<ul style="list-style-type: none"> 扉体 脚 戸当り 開閉装置 支承部 機側操作盤 遠隔操作装置 (機側開度計及び開度変換装置等を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 固定部 (固定部から荷重を受ける門柱を含む)
		流かい路ゲート (鋼製スルースゲート 高さ1.90m×幅2.16m ×1門)	<ul style="list-style-type: none"> 扉体 開閉装置 機側操作盤 遠隔操作装置 (新設) 	

※ 流かい路ゲートの戸当りについては「3. 工事に関する要求事項(1)施設に関する要求事項」にて要求している事項を満たすための性能を有しているか調査を行い、必要な場合は改修等の提案を行うこと。県と協議の上、提案された改修を本工事で行う場合は、改修工事費について契約変更の対象とする。

2) 工事対象範囲

本工事の対象範囲は下表とする。

表-2.6 工事対象範囲

対象範囲	事業者	県
調査・設計	○	—
申請・届出、関係法令の諸手続き (河川法、電気事業法、自然公園法等)	○※	○※
施工	○	—

※申請・届出、関係法令の諸手続きのうち、県が手続き等を行うものは、必要な資料を事業者が作成し、関係機関協議について県の補助を行う。

(10) 工期

契約日の翌日から応募者の提案日まで（ただし、令和7年8月31日を超えないものとする。）

美和発電所及び春近発電所の大規模改修工事との同調工事となるため、両発電所共に運転停止までの期間及び有水試験開始以降の期間は発電が可能なように、高遠ダムの水位運用が出来なければならない。

かんがい用水 表-2.3 に示す、その他の制約については「3. 工事に関する要求事項」を参照のこと。なお、それぞれの発電所の運転停止・運転開始時期はあくまで予定であり、今後変更となる可能性がある。

表-2.7 工程表（案）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
高遠ダム洪水吐ゲート大規模改修工事	発注	★契約							
	調査・設計	■■■■■							
	機器製作		■■■■■ 1門目	■■■■■ 2門目	■■■■■ 3門目				
	現場工事	洪水吐ゲート 1門目			■■■■■	◇			
		洪水吐ゲート 2門目				■■■■■	◇		
		洪水吐ゲート 3門目					■■■■■	◇	
		流かい路ゲート				■■■■■			
	申請届出	河川法	■■■■■						
		自然公園法	■■■■■						
	美和発電所大規模改修工事	現場工事	運転停止 1号		■■■■■				
運転停止 2号				■■■■■					
有水試験		1号							
		2号					◇		
春近発電所大規模改修工事	現場工事	運転停止	1号		■■■■■				
			2号		■■■■■				
		有水試験	1号					◇	
			2号					◇	
	高遠ダム	取水設備	1号		■■■■■				
			2号						

ダム・発電所の運用に支障をきたさないこと

※ 当該工程表はあくまで案であり、事業者の提案を妨げるものではない。

3. 工事に関する要求事項

(1) 施設に関する要求事項

1) 共通項目

- ① ダムの機能・構造に障害を及ぼさないように更新・改修・補修を行うこと。
- ② レベル2地震動発生に対して耐震性を有する設備とすること。更新等により構造が変更となる場合も想定されるため、堤体等についても同様とする。
- ③ 高遠ダム操作規程に規定されている操作を行うにあたり支障が出ない構造とすること。
- ④ 扉体、脚、戸当り、支承部等は、水密性を有し開閉が確実なものとし、扉体開閉時は、振動・座屈・衝撃に対して安全であり、作用荷重を堤体に安全に伝達可能な構造とすること。
- ⑤ 扉体の設計にあたり、最新の技術基準等に基づいたものとする。
- ⑥ メンテナンスフリー化や保守管理の省力化を図り、維持管理コストの低減に配慮した構造とすること。
- ⑦ 電気及び機械部品共にできるだけ汎用品を用いること。
- ⑧ 既設の電線管路等は可能な限り更新すること。
- ⑨ 環境及び気象条件に配慮した構造とすること。
- ⑩ 工事対象ゲートについて、高遠ダム管理所から遠方手動操作ができる操作盤（遠方操作盤）を設置すること。また、別に設置される予定のダムコンとの情報のやりとりが容易にできるようなシステム構成とすること。

なお、ダムコンの仕様によって遠方操作盤の設置が不要になるなど、条件が変更になったときは、県と事業者が協議の上、契約変更の対象とする場合がある。

2) 洪水吐ゲート

高遠ダムの洪水吐ゲートは、放流設備の中でも重要度が高い設備である。洪水吐ゲートについて、以下の要求事項に従い更新・改修・補修すること。なお、この範囲を超える更新・改修について、事業者の提案を妨げるものではない。

- ① 高遠ダム操作規程にて規定されている設計洪水流量（1,500m³/s）を放流できる能力を確保すること。
- ② 改修または補修したうえで既設の一部又は全部を使用する場合は、劣化状況の調査結果を示し、今後の維持管理（60年程度）において支障が無い根拠を明確にすること。
- ③ 機側操作盤を設置すること。
- ④ ゲートの誤動作を防止するための保護機能を設けること。また、機側操作盤及び遠方操作盤からハード回路による非常停止が行えるようにすること。
- ⑤ 扉体、開閉装置の重量が既設のものより増加する場合及び固定部の構造を変え

る場合、必要に応じて提体、門柱、天端橋梁、角落し橋梁等の関連施設（設備）においてもレベル2地震動発生に対する耐震性能を確保するための対策を行うこと。

- ⑥ 開閉用予備動力を設けること。開閉用予備動力の設置にあたっては「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(2-0-5 開閉用予備動力)の「予備電動機を常備する方法」を原則とするが、「電動機を保管する方法」又は可搬式の内燃機関を採用する場合は交換又は設置の省力化を図ること。


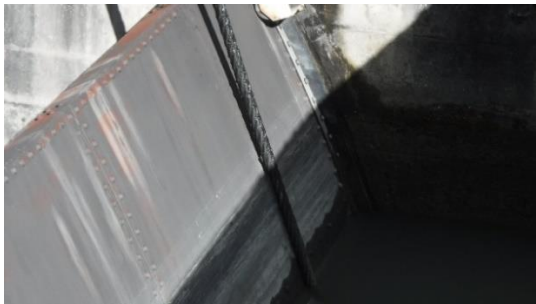

3) 流かい路ゲート




流かい路ゲートについて、以下の要求事項に従い更新・改修・補修すること。なお、この範囲を超える更新・改修について、事業者の提案を妨げるものではない。

- ① 任意の設定値における放流量一定制御が行えるように自動制御装置を装備した機側操作盤を設置すること。
- ② ゲートの誤動作を防止するための保護機能を設けること。また、機側操作盤及び遠方操作盤からハード回路による非常停止が行えるようにすること。


4) 課題

高遠ダム放流設備では以下のとおり課題事項があるので工事にあたっては対応策を提案すること。

対象機器	課題
洪水吐ゲート水密部	<p>底部水密部にPゴムを使用しており漏水が発生しやすく、メンテナンスが行いづらい。</p> 
洪水吐ゲートワイヤーロープ及びワイヤーつり上げ部	<p>① ワイヤー吊上げ部及びワイヤーロープの一部は常時水没しているため腐食や可動部分の固着の原因となっており、同様の原因で他ダムの同型ゲートの落下事故が発生している。</p> <p>② ワイヤーロープの給脂には足場が必要。</p> <p>③ ワイヤーロープが水に接するため、グリースが流出する恐れがある。</p> 
洪水吐ゲート扉体	<p>扉体に発錆があるが、簡単に再塗装ができないため、維持管理の低減が求められる。</p> 

対象機器	課題
洪水吐ゲート戸当り部	<p>① 水中部も含め、腐食が進んでいる。</p> <p>② 開閉時にコンクリートと扉体が接触する。</p> 
洪水吐ゲート点検用タラップ及び手すり	<p>① 劣化が進んでいる。</p> <p>② 門柱側に手すりが無い。</p> 
洪水吐ゲート開閉装置	<p>① 補助動力を入力できる構造になっていない。手動での開閉操作には多大な労力と時間が必要となる。</p> <p>② 屋外に設置しているため、電動機や塗装の劣化が速い。</p> <p>③ 減速機から漏油した場合、開口部からそのまま油が外へ流出してしまう。</p> 

対象機器	課題
<p data-bbox="331 322 703 356">洪水吐ゲートワイヤー調整器</p>	<p data-bbox="778 322 1129 356">左右差の調整が行いづらい。</p> 
<p data-bbox="331 875 587 909">角落し橋梁の手すり</p>	<p data-bbox="751 875 1353 958">角落し橋梁は下流側に手すりが設置されていない。</p> 
<p data-bbox="331 1402 451 1435">点検歩廊</p>	<p data-bbox="751 1402 1353 1485">角落し橋梁までの間に高遠発電所のサイフォン管があり、通行ができない。</p> 

対象機器	課題
流かい路ゲート	<p>① 開閉時にスピンドルが激しく振動する。</p> <p>② 減速機から漏油した場合、開口部からそのまま油が外へ流出してしまう。</p> 

(2) 調査・設計に関する要求事項

事業者は、開示資料、既存調査結果等を確認のうえ、必要に応じて、本工事の遂行に必要な測量調査、地質調査、設備診断調査等（以下「各種調査」という。）を立案し、実施すること。また、更新・改修・補修工事を行うために必要な設計業務を行うこと。

設計業務においては、施設規模、設備配置、更新・改修・補修に係る検討、各設備の構造検討、仮設備計画、設備容量の検討、設計計算、工程計画、その他必要な設計を行い、設計図面を含む設計図書を作成すること。

1) 申請・届出、関係法令の諸手続き

本工事に関する以下の許認可または届出等の手続きに必要な書類作成を行うこと。

- a 河川法の申請
- b 電気事業法の申請
- c 自然公園法の申請
- d その他工事に当たって必要な認可または届出等

2) 調査・設計業務完了に係る提出書類

事業者は、設計業務の完了時に県へ以下の書類等を提出し、承諾を得ること。提出物に係る様式は別途協議による。

- a 各種調査報告書
- b 設計検討報告書
- c 設計計算書
- d 設計図面

(3) 工事に関する要求事項

事業者は、詳細設計内容に基づき、県の承諾を得た上で工事を行い、事業者の責任において本工事対象施設の能力及び性能を確保すること。なお、施工において、対象施設以外の施設を破損した場合は、施設管理者の承認を得て原形復旧すること。

1) 工事開始に伴う要求

① 工事の開始

事業者は、設計図書について県の承諾を得た後、本工事を開始すること。水利使用規則に基づき、県による事前の河川管理者への工事着手届の提出が必要となることから、事業者は県の届出、河川管理者の許可後に工事着手すること。

② 申請・届出

事業者は、本工事に必要な許認可申請または届出等の手続きに必要な書類作成を行い、県が関係機関へ申請・報告・届出等を行う補助を行うこと。

③ 環境対策

近隣集落への騒音や下流河川の濁水対策を講じること。なお、濁水流出の恐れがある工事については、施工時期・工法等を資料にとりまとめ、工事着手前に県を通じて漁業関係者等に情報提供を行うこと。

④ 周辺地域の配慮

高遠ダムを含めた周辺は、高遠コヒガンザクラの名所として全国的にも有名であり、開花の時期は全国から大勢の観光客が訪れる。また、紅葉などその他の時期にも観光客が訪れる観光地となっている。このため、仮設設備を含めた施工方法は、景観等に特に配慮するとともに、地元住民や観光客の渋滞緩和を考慮した工事車両の通行計画等を行うこと。

⑤ 建設副産物の取扱い

事業者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 36104 号）を遵守し、更新・改修・補修工事等により不要となる撤去品を含む建設副産物等を適切に処理、処分又はリサイクルすること。

⑥ 美和発電所・春近発電所大規模改修工事との調整

本工事は、美和発電所・春近発電所の大規模改修工事と同時期に行う。この影響により特定の期間に高遠ダムの水位を一定以上又は一定以下に維持する、若しくは自由越流状態にする必要が生じる可能性がある。また、左岸取水口が春近発電所大規模改修工事の対象であるため、作業場所が輻輳することが考えられる。このため、施工調整会議（仮称）に出席し、調整内容を本工事に反映すること。

⑦ 近隣調整及び準備作業

事業者は、県と調整のうえ、着工に先立ち近隣や関係機関との調整及び準備作業等を十分に行い、工事の円滑な実施と近隣の理解、安全を確保すること。

特に観桜期には工事車両の通行、駐車管理や景観、騒音等について綿密な調整を行うこと。

⑧ 出水に関する施工条件

洪水期の施工を原則避けるとともに、春近発電所及び高遠発電所の水利使用規則を厳守すること。施工期間中であっても、出水の際には遅延なくダム放流を行える施工方法とすること。

⑨ 共同利水者との調整

三峯川沿岸土地改良区連合の用水の供給について、かんがい期は確実に供給を行うこと。また、非かんがい期に用水の供給停止は可能であるが、停止期間については共同利水者と協議を行い支障の無いよう工事を実施すること。

⑩ 工事期間中の仮設ヤード等の整備

工事期間中は、県管理用地を現場事務所及び仮設ヤード等として使用することが可能であるが、事業者は、施工計画書にてその旨を明らかにすること。

また、県管理用地外に現場事務所、仮設ヤード等を設置する場合も、同様に施工計画書にその旨を記載するとともに、事業者の責任および費用により用地を確保し、管理すること。

⑪ 角落しゲート

ダム建設時に製作した角落しゲートは、春近発電所敷地内に残置している。当該角落しゲートを必要ならば補修したうえで使用してもよい。また、本工事の改修により使用不可能となる場合は、本工事にてこれを処分すること。

⑫ その他事項

本工事に必要な電力、上下水道、通信等は、事業者の責任と費用によるものとし、関係機関（電力会社、上下水道・通信事業者等）と契約し、これらを管理すること。また、発動発電機等の仮設物類を設置する場合も、自ら調達し、管理すること。

2) 工事完了に伴う要求

① 試運転の実施

事業者は、各種検査前において、機器調整及び実動作試験を（部分）引渡しまでに十分な余裕を持って実施すること。

② 使用前自主検査・使用前自己確認

事業者は、県が実施する使用前自主検査及び使用前自己確認について協力すること。

③ 河川管理者が行う検査

事業者は、県が、水利使用規則に基づく河川管理者の検査を受けなければならない場合、検査に必要な資料の調製・整理を行い、県が受験する検査に参加し、検査補助を行うこと。

④ 引渡し

事業者は（部分）引渡しに際して、メンテナンス上必要な特殊工具、予備品及び消耗品を提出するとともに、操作等の必要事項について県に説明する機会を設けること。

⑤ 工事完了に係る提出書類

事業者は、本工事の完成に際しては土木工事共通仕様書（長野県建設部）に定められたもののほか、以下の内容を含むしゅん工図書を提出すること。

なお、しゅん工図書は、紙2部、電子媒体2部提出をすること。

- a しゅん工図
- b 機器取扱説明書・運転操作・点検マニュアル及び性能保証書
- c 検査試験成績表
- d 性能試験成績書

(4) 遵守すべき法令・技術基準に関する要求事項

事業者は、募集要項記載の関係法令、規程、要綱、基準、関係仕様書等の最新版が定める内容を遵守すること。ただし、海外規格を使用する場合やコストの低減や業務の効率化が可能な場合で、あらかじめ事業者が要求内容の変更を県へ提案し、県の承認を得られたものは除く。この場合、事業者は、技術提案書の提出時に、要求内容の変更を求める事項及びその変更が本工事の実施にあたり支障の生じないことを客観的に説明する資料を提出すること。